

(案)

茨城県植物園 木製家具製作業務委託契約書

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、茨城県植物園 木製家具製作業務委託（以下「委託業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（総説）

第1条 甲は、委託業務の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務の実施に当たっては、甲の定める茨城県植物園 木製家具製作業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づいて実施しなければならない。

2 前項のほか、乙は委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託期間）

第3条 この契約の委託期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（委託料）

第4条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、
金 円（うち消費税及び地方消費税 円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（委託料の支払）

第5条 乙は、第15条に規定する検査に合格し、その額が確定した後に、委託料を甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

3 甲は、乙の請求により必要があると認められるときは、第1項の規定にかかわらず委託料の90パーセントを限度とし、概算払いをすることができる。

4 乙は、前項の概算払いを請求するときには、仕様書に定める概算払請求書を甲に提出するものとする。

（委託料の用途）

第6条 乙は、委託料を委託業務以外の目的に使用してはならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反したときは、その違反に係る金額を乙に請求することができる。

（契約保証金）

第7条 （契約時に適宜記載）

（再委託等の制限）

第8条 乙は、委託業務の全部又は一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはな

らない。ただし、その一部の委託又は請負について、書面により甲の承認を得たときは、この限りではない。

(業務の調査等)

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託業務の実施状況について実地に調査し、又は乙に報告を求めることができる。

2 乙は、甲から委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(委託業務の中止等)

第10条 乙は、災害その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難になったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、甲の指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託業務の実績に応じて委託料の支払を行うものとする。この場合の手続は、第5条及び第14条の規定に準じて行うものとする。

(委託業務の変更等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書に記載された委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料、委託期間その他この契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、契約の変更を行うものとする。

2 乙は、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

第12条 甲は、乙が契約内容に違反した場合には、契約を解除し、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 前項の規定により契約を解除又は変更した場合において、甲が損害を受けたときは、乙は甲が受けた損害を賠償しなければならないものとし、その額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第13条 委託業務の履行に際して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費はその限度において甲が負担するものとし、その額は甲乙協議の上、定めるものとする。

(業務完了報告)

第14条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく仕様書に定める業務完了報告書を甲に提出しなければならない。この場合において、第5条第3項の規定による概算払を受けたときは、業務完了報告書に概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式

(平成5年茨城県告示第404号)様式第102号)を添付するものとする。

(業務の検査)

第15条 甲は、前条の規定により、乙から業務完了報告書の提出があったときは、通知を受けた日から10日以内に、乙の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を実施し、適合すると認められたときは、委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

(権利の帰属等)

第16条 本業務の実施により製作された成果物の著作権は、甲及び乙に帰属するものとするが、甲及び乙は、第三者が、県産木材の利用促進を目的に本業務で得られた成果物の著作権を利用することを妨げない。

(帳簿等)

第17条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、全額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等を業務完了後5年間保存しておかなければならない。

(秘密の保持)

第18条 乙(再委託先を含む)は、業務の実施に関して、知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第19条 乙(再委託先を含む)は、業務を処理するため、個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例(平成17年茨城県条例第1号)の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(協議)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 水戸市笠原町978番6
茨城県知事 大井川 和彦

乙

別記

個人情報保護に関する特約事項

1 受託者の責務

委託業務を実施するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うよう努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託業務を実施するために個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の廃棄

委託業務の実施の過程で得た個人情報は、その者に係る業務が完結した翌年度から5年を経過したときは、速やかに廃棄すること。

5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を実施するために収集、作成した個人情報は、委託業務を実施するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し又は第三者に提供しないこと。

6 個人情報の複製等の制限

委託業務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。